

旅客船ツアー契約に関する一事例の検討
ー 身体障害者仕様の船室を健常者の旅客に割り当てた
履行の可否をめぐって ー

吉原知志

1. はじめに
2. 事案の概要
3. 裁判所の判断
4. 本件に関わる一般的事項と問題状況の確認
 - (1) 旅行契約の特徴
 - (2) 追及された責任の性質
 - (3) 重要事項該当性の判断におけるバリアフリー化の事情
5. 検討
 - (1) 身体障害者に対する合理的配慮
 - (2) 景品表示法上の表示
 - (3) 商品流通と説明義務
6. 結論

1. はじめに

東京地判平成 24 年 1 月 31 日 LEX/DB25491052 は、旅客船ツアー契約を締結した原告・旅行者が、自らが健常者であるにもかかわらず身障者対応の船室が割り当てられたとして被告・旅行業者に対して損害賠償請求をしたのに対し、請求棄却の判断が示されたものである。判決は、理由において、原告に主張に応答して「そのような施設を割り当てられた健常者が『身体障害者のリハビリルームに押し込められたような不愉快な気分』を覚えるなどということは一般的なものではないし、法的保護に値するものともいえない」と述べている。本稿は、本判決のこの判断を手がかりに、契約法における身体障害者への配慮の側面について若干の検討を試みる。

2. 事案の概要

本件は、旅行業者である Y との間で旅行契約を締結して Y 主催のツアー（以下「本件ツアー」ということがある）に参加した X らが、Y の債務不履行または消費者契約法 4 条 4 項 1 号（2016 年改正前。現・5 項 1 号）に規定する「重要事項」に係る説明義務違反の不法行為によって損害を被ったと主張して、損害賠償金及び遅延損害金の支払を求めた事案である。

X らは、Y のパンフレット（以下「本件パンフレット」という）を見

て、Yが主催するツアー「〔甲：旅客船名〕で行くエーゲ海・アドリア海クルーズ11日間」のキャビンタイプ「バルコニー付スタンダード」コースの旅行契約（以下「本件契約」という）を申し込み、旅行代金を支払って、平成22年5月29日から11日間、同ツアーに参加した。クルーズ船「甲」でXらに割り当てられた船室（以下「本件船室」という）は、同船を運行する株式会社Aの船室分類ではキャビンカテゴリー「バルコニー付き海側ツイン」、キャビンタイプ「身障者対応キャビン」とされ、室内の段差がなく、トイレやシャワー室に身体障害者用の設備を備えた部屋で、バルコニーの外壁はガラス張りではなく鉄板であった。

Xらは、本件パンフレットのキャビン案内には、Xらが申し込んだキャビンタイプ「バルコニー付スタンダード」の写真はなく、海の見える「バルコニー付ラージ」の写真と各船室の面積の比較が示されていたことから、Xらは、Xらが申し込んだ船室は、やや狭くなるものの「バルコニー付ラージ」と同じように海の見える船室と理解した。ところが、本件船室は、バルコニーの外壁が鉄板であるため、室内からは、座って海を見ることはおろか、立っても水平線から1/3しか海を見ることができず、実質的には内側の船室を購入したのと変わらない状態であった上、身体障害者仕様の船室であったため、Xらは、身体障害者のリハビリルームに押し込められたような不愉快な気分を味わわれ、旅行が台無しになってしまったと主張した。それに対し、Yは、本件船室は、身体障害者も利用可能というだけで、健常者も何ら問題なく利用できるものであり、むしろ、健常者だけが利用可能な他の「バルコニー付スタンダード」船室に比べてかなり広く設計されており、その分使い勝手が良くなっている。社会のバリアフリー化が進め

ば、身体障害者も利用可能な施設等が社会の至るところで整備されていくのであり、そこでは健常者も当然にこれらを使用することになるが、本件船室もそうした施設の一つであり、健常者が使用することが当然に予定されているものであって、これを使用する者が身体障害者扱いされたなどと憤るのは見当違いであると反論している。

3. 裁判所の判断

裁判所は、X らの請求を棄却し、以下の理由を示した。

「1 債務不履行責任について

X らは、Y が船室分類につき船会社 A と異なる基準を用いていたため、X らの申し込んだ船室とは異なる分類の船室が A によって割り当てられ、手配債務の不履行（不完全履行）が発生したと主張するところ、証拠によれば、本件パンフレットのキャビンタイプ『内側』は A 資料のキャビンカテゴリー 1～3 の『内側ツイン』に、同キャビンタイプ『バルコニー付スタンダード』は同キャビンカテゴリー 6～9 の『バルコニー付き海側ツイン』に、同キャビンタイプ『バルコニー付ラージ』は同キャビンカテゴリー 10～11 の『バルコニー付き海側ツイン』に、それぞれ対応していること、A 資料の『キャビンタイプ』は、これらとは異なりベッドの仕様等によって各船室に付された符号を指し、その一つに『身障者対応キャビン』があることが認められる。

しかしながら、X らが自認するとおり、X らは、本件パンフレットを見て、そこに記載されている『バルコニー付スタンダード』コースを

申し込んだのであるから、Y が手配債務を負ったのは、本件パンフレットの船室分類における『バルコニー付スタンダード』に属する船室であることは明らかであり、本件船室はこれに属するものであるから、Y に手配債務の不履行があったとのX らの主張には理由がない。

2 不法行為責任について

X らは、Y の船室の分類基準がA のそれと異なっており、キャビンタイプ『バルコニー付スタンダード』には健常者仕様の海の見えるバルコニー付きの船室と身体障害者仕様の海の見えないソバルコニー付きの船室の2種類があつて、申込者にどちらの船室が割り当てられるかわからないことが、消費者契約法4条4項1号に規定する『重要事項』に当たり、これをX らに知らせなかったことが説明義務違反の不法行為に当たると主張する。

そこで検討するに、上記『重要事項』とは、当該消費者契約の目的となるものの質、用途その他の内容等であつて消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきものをいうところ、この『消費者の・・・判断に通常影響を及ぼすべきもの』とは、契約締結の時点の社会通念に照らし、当該消費者契約を締結しようとする一般平均的な消費者が当該消費者契約を締結するか否かについて、その判断を左右すると客観的に考えられるような、当該消費者契約についての基本的事項、換言すれば、通常予見される契約の目的に照らし、一般平均的な消費者が当該消費者契約の締結について合理的な意思形成を行う上で通常認識することが必要とされる重要なものをいうと解される。

本件パンフレットにおけるキャビンタイプ『内側』、『バルコニー付スタンダード』及び『バルコニー付ラージ』のそれぞれに、A 資料にお

いては更に複数に細分されている船室が含まれることは前記1 認定のとおりであるが、こうした分類はそれぞれの目的に応じたものであるから、そのこと自体は何ら異とするに足りないし、『バルコニー付スタンダード』と『内側』との相違の本質的部分が船室にバルコニーが付いているかどうかの点にあることは、その表記自体から明らかである。Xらは、『バルコニー付スタンダード』には身体障害者仕様の海の見えない本件船室と健常者仕様の海の見えるその他の船室との2種類があったなどと主張するが、〔1〕本件船室はバルコニーの外壁が鉄板であるために外壁を通して外側を見ることはできず、そのために椅子に座った状態では海を見渡すことは困難であるものの、立ち上がれば当然に海を見渡せること、〔2〕A 資料において『身障者対応キャビン』とされている船室は、身体障害者も利用可能というだけで健常者も問題なく利用でき、身体障害者の利用者がいないときには健常者が利用することが予定されているものであり（以下、このような船室を『身障者対応船室』という。）、むしろ同じ等級の健常者だけが利用可能な船室に比べてかなり広く設計されているという利点もあること、〔3〕本件ツアーにおいて『内側』船室を利用した3組のうち2組も身障者対応船室を使用したか、そのことに対する苦情は全くなかったし、Y が主催した過去のツアーにおいても、身障者対応船室を割り当てられたことや船室のバルコニーの外壁がガラス張りでないことについて苦情が述べられたことは全くなかったこと、〔4〕A においても、本件以前には、身障者対応船室を割り当てられたことを理由とする健常者の利用者からの苦情を受けたことはなく、かえって『広い部屋で良かった』などと言われることがあったし、船室のバルコニーの外壁がガラス張りでないことについても苦情を受けたことはなかったこと、〔5〕そもそも現

代社会においては公共交通機関等でいわゆるバリアフリー化が進められており、そこでは身体障害者が利用可能な仕様の施設を健常者も利用することが予定されていることは周知の事実であって、そのような施設を割り当てられた健常者が『身体障害者のリハビリルームに押し込められたような不愉快な気分』を覚えるなどということは一般的なものではないし、法的保護に値するものともいえないこと等に照らせば、本件船室とその他の『バルコニー付スタンダード』船室との差異は、同一の等級に属する船室の中で、それぞれの個別事情によって通常あり得る程度のものとどまるということが出来る。そうすると、『バルコニー付スタンダード』中に本件船室が含まれていることが、一般平均的な消費者が旅行契約の締結について合理的な意思形成を行う上で通常認識することが必要とされる重要なものであるとはいえないから、消費者契約法4条4項1号に規定する『重要事項』に当たるとはいえないし、その他、信義則等の一般原則に照らしても、本件契約の締結に際し、YがXら主張のような説明義務を負っていたとは認められないというべきである（なお、Xらは、本件パンフレットに掲載された写真により、『バルコニー付スタンダード』船室のバルコニーの外壁がガラス張りであると理解されると主張するもののようであるが、そもそも本件パンフレットには同船室の写真は掲載されておらず、掲載されている『バルコニー付ラージ』船室の写真にも一例であることが注記されているから、上記主張も採用できない。）。

3 よって、その余につき判断するまでもなく、Xらの請求はいずれも理由がないから棄却する。」

4. 本件に関わる一般的事項と問題状況の確認

(1) 旅行契約の特徴

旅行業者が旅行者との間で締結する旅行契約は、定型的で大量・反復的に行われることから、約款が利用される。旅行契約の約款制度は、旅行業者が事業の開始前に旅行業約款を定めて行政官庁から認可を受けることが義務付けられる個別認可制度（旅行業法 12 条の 2）を前提に、行政官庁があらかじめ作成し公示したモデル約款である標準旅行業約款¹を採用すれば個別認可を省略できる（同法 12 条の 3）とする仕組みとなっている。したがって、多くの旅行業者は標準旅行業約款を採用しており、本件の旅行業者 Y も同様とみられる。

標準旅行業約款が規律する旅行契約の類型には、大きく分けて、旅行業者が旅行計画を立ててそれに応じて航空券やホテルの手配を行い、料金を包括的に定めてツアー旅行の商品として売り出す募集型企画旅行契約と、旅行者の委託を受けて旅行業者が航空会社やホテルに代理・媒介・取次を行うにとどまる手配旅行契約とがある（それ以外にも、2005 年改正で入った、旅行者の希望に基づき複数の旅行サービスを組み合わせる各種の手配、旅程管理を行う受注型企画旅行契約など、いくつかの類型がある）。

¹ 国土交通省告示第 1593 号 (<https://www.mlit.go.jp/common/001339267.pdf>) [最終閲覧日：2020 年 2 月 6 日]。

本件契約も該当すると見られる募集型企画旅行契約については、当該契約から旅行業者に手配債務、旅程管理債務、安全確保債務などの債務が発生するとされる。それらの債務について、委任契約における受任者の債務のように解して、旅程通りの旅行が実現するよう最善を尽くす債務と扱うか、あるいは請負契約における請負人の債務のように解し、旅程の内容通りの結果が実現されるよう保障する債務と扱うか、議論されている²。

（２）追及された責任の性質

本件では、Xらが、Y主催のクルージング・ツアーで、海の見える船室と理解してキャビンタイプ「バルコニー付スタンダード」とするコースを契約したが、参加時に割り当てられた「身障者対応キャビン」は外壁が鉄板であったため、海を見ることができなかったことが問題となった。Xらは、Yに対し、① 船会社Aに対する船室の手配が不十分であったとする債務不履行責任と、② 契約内容の説明義務が果たされていないとする不法行為責任を追及しており、裁判所はそれぞれについて判断している。

本件で①債務不履行責任が問題となった旅行者Yの債務は、Yの企画したツアー旅行計画である「エーゲ海・アドリア海クルーズ11日間」のキャビンタイプ「バルコニー付スタンダード」コースの内容に従って、船会社Aに対してそれに適合する船室をXらに割り当てるよ

² 三浦雅生『標準旅行業約款解説[第2版]』（自由国民社、2018年）46-59頁参照。

う指示する手配債務と見られる。したがって、本件の船室が上記内容に適合していたか否かが債務不履行の判断に重要であるが、裁判所は、パンフレット上に記載された「バルコニー付スタンダード」コースの内容にXらが割り当てられた船室も含まれていたのであるから、Yに手配債務の不履行はない、として簡単に責任を否定している。

次に、Xらが②不法行為責任として主張したのは、参加者に割り当てられる船室が健常者仕様か身障者仕様かわからないことについて、説明の不備があったという点である。このような説明義務違反の主張は、上記①の手配債務の履行自体にはパンフレットの記載からの逸脱がなく不備がなかったとしても、そのような船室の割当てがされる債務内容しか成立しない契約を勧誘した仕方が不適切だったとして、債務の成立過程の不備を追及する意義がある。そして、説明義務違反を不法行為とする構成は、契約の付随義務としての説明義務の違反を債務不履行責任でなく不法行為責任として構成する判例法理³に沿ったものと言える。

本件でXらは、そのような説明義務の存在を、船室の区別が消費者契約法4条5項1号の「重要事項」に当たるとして基礎付けており、裁判所もこの主張に対応した判断を示している。消費者契約法4条自体はあくまで消費者取消権の要件を定めた規定であるが、重要事項の内容は、一般平均的な消費者の契約締結の判断を左右すると客観的に考えられる契約の基本事項をいうとされるので、消費者の契約判断の機会を保障するために事業者課せられる説明義務の内容を確定する

³ 本判決の直近の判例として、最判平成23年4月22日民集65巻3号1405頁がある。

上で、重要事項の規律が参照に値するということはできるだろう⁴。そのようにして判断される説明義務違反の事情は、加害行為の違法性を判断するにあたっての行為態様の悪質性を基礎付ける要素と位置付けることができる。もちろん、重要事項に当たる事実の告知がなかったとしても、そのことが直ちに不法行為の成立を基礎付けるわけではなく、また、告知していなかった事実が重要事項に該当しないからといって、説明義務の存在がそれだけで否定されるわけではない。仮に消費者契約法 4 条の違反行為であることから直ちに不法行為が成立すると解するならば、事業者の不法行為責任を課すことと、消費者と事業者の間の情報・交渉能力格差の是正という消費者契約法の目的（同法 1 条）とが整合するかという問題を念頭に置きつつ、事案に即した慎重な検討が必要となる。本稿は、このような問題自体はテーマとしない。

（３）重要事項該当性の判断におけるバリアフリー化の事情

本判決は、本件契約における船室の割当ての仕方の重要事項該当性について、〔１〕本件船室から海を見ることは可能だったこと、〔２〕本件船室の設計は健常者の利用も予定されたものだったこと、〔３〕本件船室と同等の船室の利用者から苦情はなかったこと、〔４〕これまで本件船室を利用に供して苦情はなかったこと、〔５〕バリアフリー化の社会的進展によって、身体障害者が利用可能な仕様の施設を健常者

⁴ 消費者契約法 3 条 1 項の努力義務と関連付けて法的効力を認めることが考えられるだろう。後藤巻則ほか『条解消費者三法〔第2版〕』（弘文堂、2021 年）40 頁参照。

も利用することが予定されていることは周知の事実であること、という諸事情から否定の判断を示し、Xら主張の説明義務をYはそもそも負っていないとした。上に見たように重要事項でないことは不法行為の成立を否定するために不可欠ではないが、〔1〕から〔5〕までの要素からYの加害行為を否定したこと自体は是認できると思われる。また、裁判所はなお書きにおいて、そもそも本件パンフレットには「バルコニー付スタンダード」船室についてガラス張りの船室の写真は使われていなかったとするので、そのような事情を前提とすれば、本件で説明義務の不備があったわけではないとすることは妥当だったと解される。

しかし、以上の判断の過程を仔細に見ると、〔5〕のバリアフリー化の進展の要素は、眺望の良い船室が割り当てられることが旅行契約の内容となっていたか否かの判断においてどのように作用しているのか、直ちには判然としないように思われる。なぜなら、「身体障害者のリハビリルームに押し込められたような不愉快な気分を覚えた」というXらの主張が「見当違い」であることはそのとおりとしても、本件旅行契約は、パンフレットの記載を踏まえても、海の眺めの良好な船室による船旅となることを目的の一つとしていたことは窺えるのであって、バリアフリー化が進展しているからといって、直ちにそのような目的が失われることにはならないと思われるからである。本判決の結論自体には問題はないとしても、社会的なバリアフリー化の状況認識が、個別の契約紛争の解決に何らかの影響を与えるかは一考に値すると思われる。そこで、本稿は、バリアフリー化と契約法の関係に着目し、本判決の説示の妥当性について検証してみたい。その際、事業者が身体障害者に配慮する法律上の義務を切り口とし、事業者が契約締結にあ

たってどのような事情に配慮する必要があるのかという観点から検討を行うこととする。したがって、まずは事業者の身体障害者配慮に関する法律の定めについて確認をし、それを踏まえて事業者がすべき契約内容の表示のあり方について考える。

5. 検討

（1）身体障害者に対する合理的配慮

まず、事業者に課せられる法律上の身体障害者配慮の義務の一般的な内容について確認する。

現在の日本の障害者法制は、2006年に国際連合総会で採択された「障害者の権利に関する条約」を2007年に日本が批准するに際して、従来の法制を全般的に見直して整備されたものである⁵。民間事業者に適用が考えられる法律として、2006年制定の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）と、本件当時にはまだ制定されていないが、2013年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が挙げられる。前者は公共交通機関を担う事業者にバリアフリー措置を義務付けるものであり、本件では船会社Aについて適用が考えられる。後者は事業者は障害者

⁵ 菊池馨実編『障害法』（成文堂、2015年）38頁[中川純＝新田秀樹]。以下の個別の法律の沿革についても、同書に拠る。

の社会的障壁を取り除くよう合理的配慮を義務付けるものであり、Yについても適用が考えられる。実際には、以下で見るようにいずれの法律も本件に適用されないと考えられる。しかし、各法の理念とするところは本件事案の解決を考える上でも参照に値するので、以下に見ていくこととする。

バリアフリー新法は、1994年制定の「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）と2000年制定の「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）を発展的に統合する形で制定された。同法は「高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする」（1条）とし、それに応じて同法2条3号の「施設設置管理者」は、「国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずよう努めなければならない」（5条）とされ、また、「移動等円滑化のために必要な措置を講ずよう努めなければならない」（6条）とされている。2条3号は「施設設置管理者」の1つとして「公共交通事業者等」を挙げた上で、4号ホが、「公共交通事業者等」に「海上運送法〔…〕による一般旅客定期航路事業（日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が営む同法による

対外旅客定期航路事業を除く。[…])を営む者及び旅客不定期航路事業者」を含むとしており、本件の船会社Aは日本の株式会社とされており、括弧書きの適用除外には当たらないから、これに当てはまるように見える。ただし、海上運送法では、「定期航路事業」は「一定の航路に船舶を就航させて一定の日程表に従って運送する旨を公示して行う船舶運航事業」（2条3項）を言うとしてされており、クルーズ・ツアーを内容とするAの事業はこれに該当しないと見られる。「旅客不定期航路事業者」の方は、同法21条1項によれば、「一定の航路に旅客船を就航させて人の運送をする不定期航路事業」を言い、「不定期航路事業」とは、「定期航路事業以外の船舶運航事業」（2条6項）とされているので、クルーズ・ツアーの運航はこれに該当するように見える。しかし、同法21条1項は括弧書きで「本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間における人の運送をする不定期航路事業」を適用除外としており、エーゲ海・アドリア海クルーズ・ツアーを運航内容とするAは「旅客不定期航路事業者」には当たらないこととなる。したがって、Aはバリアフリー新法上の「公共交通事業者等」には当たらないこととなり、同法の適用を受けるわけではない。しかし、海上運送法は海上運送業の許認可行政を規律する法律であるから内航船が主たる適用対象となり⁶、また、施設の建築構造を規律するバリアフリー新法も同様に行政上の事情から同法を参照したものと見られるが、いずれの法律も適用外の船舶について積極的にバリアフリー化を

⁶ なお、「旅客不定期航路事業者」に当たらない「不定期航路事業」を日本で営む事業者も、海上運送法20条2項より国土交通大臣に対する届出義務の規制（届出内容につき、同法施行規則23条の7）を受ける。

図らなくてよいとする趣旨は有しないと見られる⁷。海上運送法上の「一般旅客定期航路事業」としては、例えば「フェリーや、定時運航の遊覧船」などが挙げられ、「旅客不定期航路事業」としては、例えば「日程表を定めない港内遊覧船、港内通船、団体客の輸送（貸切運航のみ）」などが挙げられており⁸、本件でAが運航するクルーズ船も、交通機関という点で見れば本質的にこれらと異なるわけではない。本件のAは上記の法律の適用を前提とせずに、自ら進んで身障者仕様の船室を用意してバリアフリー化の措置を取っていたことになるが⁹、Aの措置はバリアフリー新法の理念には適った対応であったと言うことはできるように思われる。同法上の「施設設置管理者」によるバリアフリー措置に対しては、「国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援その他のこれらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保するために必要な協力をするよう努めなければならない」（7条）と規定されているが、このような国民の理解・協力は同法の適用除外となる交通機関についても、ある程度求められるものと解される。

⁷ 「旅客不定期航路事業者」は元々4号ホに規定されていなかったが、2018年の改正で加えられた。しかし、改正前から、国土交通省は、旅客不定期航路事業者に対してもバリアフリー化のための指導や情報提供は行うとしていた。国土交通省総合政策局政策課・交通消費者行政課監『Q&A バリアフリー新法』（ぎょうせい、2007年）34頁。

⁸ 国土交通省中国運輸局「船舶事業の種類」（URL: <http://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/kaiji/kaijou01.html>）〔最終閲覧日：2020年2月6日〕。

⁹ 外国法の適用の関係までは、今回調査が及ばなかった。

次に、本件当時制定されていないが、障害者差別解消法は、障害者基本法の基本的な理念に則り、行政機関等および事業者が差別解消の措置等を定めることを目的とする法律である（同法1条）。同法は、民間事業者（同法2条7号）にも一定の義務を課す内容となっている点に特色がある。同法8条1項は「事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない」として義務を定め、同条2項は「事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない」と努力義務を事業者に課している¹⁰。8条の施行にあたっては、主務大臣が事業者に対して報告を求め、または助言、指導、勧告をし（同法12条）、事業者が報告をしないか虚偽を報告した場合の秩序罰が用意されているが（同法26条）、事業者の合理的配慮の不実施について一般的な形で制裁が予定されているわけではない。それでも、個別の契約の解釈で参酌されたり不法行為を基礎付けたりする点で、私法上の関係を一定程度規律する規範と解釈されている¹¹。また、同法4条は、「国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障

¹⁰ 障害者差別解消法解説編集委員会編『概説障害者差別解消法』（法律文化社、2014年）84-85頁。

¹¹ 菊池編・前掲注(5)134頁[長谷川聡＝長谷川珠子]。

害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない」と定めている。ここに定められる国民の責務もまた、契約の解釈において一定の意味をもつように考えられる。

以上を踏まえて本件の契約関係における事業者の義務を確認すると、船舶・甲を運行する海上運送事業者 A については、当該船舶をバリアフリーに配慮した施設とすることが望ましい状況にあると言える。そして、A および旅行者 Y は、身体障害者が社会的障壁を感じずにサービスを受けられるように合理的配慮を行う努力義務を負っていたということになる。そして、そのようなバリアフリー化の進展に対して、国民は理解し協力する責務があることを、各法律は定めている。

（２）景品表示法上の表示

事業者が契約の誘引に際して行う表示については、「商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定める」法律である「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法）の規制がかかる。仮に、本件の Y の表示が、「バルコニー付スタンダード」のプランで参加してもガラス張りで海の眺めが良好な船室が割り当てられるもののように表記されていたとすれば（裁判所はそうには判断しなかったが）、X らに身障者対応船室が割り当てられる可能性を当初から有していた実際の契約内容との間に乖離があったとも考えられ、本法の適用も問題となる。

旅行契約におけるツアー内容、客室が記載されたパンフレットは、

「顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品又は役務の内容又は取引条件その他これらの取引に関する事項について行う広告その他の表示」（同法2条4項）に該当し、その場合、「実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示」（同法5条1号。優良誤認表示）、あるいは、「他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示」（2号。有利誤認表示）をしてはならない。ただし、同条の違反行為は措置命令（同法7条）や課徴金対象行為（同法8条1項）とはされているが、同条違反の表示の下でされた私法行為の効力については議論がなく、公判裁判例も見られない。私法行為の効力の問題は、民法上の意思表示規定や消費者取消権の問題として処理すれば足りることが理由と見られる¹²。現に、本判決でも景品表示法の問題とはされていない。

しかし、本件では本件契約の「重要事項」に関する説明義務違反の存否が争われており、Yとしてすべきであった表示のあり方を考える必要がある。そのようにYに課せられていた行為規範の内容を検討する上では、景品表示法の適用を考えてみることも参考になると考えられる。

¹² なお、消費者契約法12条1項の「勧誘」要件を不特定多数の消費者に向けて働きかける新聞広告でも満たすとした最判平成29年1月29日民集71巻1号1頁なども踏まえると、消費者関連法の適用を景品表示法に絞って検討する必然性は乏しく、ここではさしあたり規律の明確な景品表示法を参照したということにとどまる。他の法律の適用に関する検討を排除する趣旨は含まない。

本件では、パンフレットのキャビン案内には、X が申し込んだキャビンタイプ「バルコニー付スタンダード」の写真はなく、海の見える「バルコニー付ラージ」の写真と各船室の面積の比較が示されていたことから、X らは、X が申し込んだ船室は、やや狭くなるものの「バルコニー付ラージ」と同じように海の見える船室と理解したが、本件船室は、バルコニーの外壁が鉄板であるため、室内からは、座って海を見ることはおろか、立っても水平線から1/3しか海を見ることができず、実質的には内側の船室を購入したのと変わらない状態であったという。景品表示法5条の「誤認」の判断は¹³、「表示上の特定の文章、図表、写真等から一般消費者が受ける印象・認識ではなく、表示内容全体から一般消費者が受ける印象・認識が基準となる」¹⁴とされており、本判決は括弧に括られたなお書きで「X らは、本件パンフレットに掲

¹³ 5条1号の優良誤認表示の規定文言では、「誤認」という用語が用いられていない（同条2号の有利誤認表示では「誤認」が用いられているのと対照的）。しかし、これは、そのような文言とされた2003年改正時に、新設の7条2項が措置命令主体側の立証責任の負担軽減を定め、当該主体に表示された内容が「ない」という重い立証責任の負担を課すことは整合的でないと考えられたためとされる。「誤認させる」という表現は、表示された内容が「ない」ことを前提とするので変更された。したがって、5条1号も本質的には「誤認」される表示を規制するものと解されている。大元慎二編『景品表示法[第5版]』（商事法務、2017年）48・49頁。

¹⁴ 消費者庁「不当景品類及び不当表示防止法第7条第2項の運用指針」（2003年）2頁（URL: https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/guideline/pdf/100121premiums_34.pdf）〔最終閲覧日：2020年2月6日〕。

載された写真により、『バルコニー付スタンダード』船室のバルコニーの外壁がガラス張りであると理解されると主張するもののであるが、そもそも本件パンフレットには同船室の写真は掲載されておらず、掲載されている『バルコニー付ラージ』船室の写真にも一例であることが注記されているから、「説明義務違反であるという」上記主張も採用できない」としていたが、本件のようにパンフレットの与えた印象と現実に提供された船室の眺めに食い違いがあれば、優良誤認表示を基礎付ける「誤認」があったということまでは認められるように思われる。ただし、優良誤認表示とされるためには「著しい」誤認であることが必要とされるところ、著しい場合とは、「当該表示の誇張の程度が、社会一般に許容される程度を超えて、一般消費者による商品・サービスの選択に影響を与える場合」を言い、そのようにして認定される不当表示とは、「一般消費者に対して、社会一般に許容される誇張の程度を超えて、商品・サービスの内容が、実際のもの等よりも著しく優良であると示す表示」とされている¹⁵。したがって、本件のパンフレットの記載が以上の観点の下で許容範囲内とされるならば、誤認が生じ得た表示だったとしても、優良誤認表示には当たらないことになる。旅客船ツアー契約について、実際には海の眺めが良好でない船室が割り当てられる可能性があるにもかかわらず、パンフレットでは海を眺められる船室が表記されていた場合、それが常に「社会一般に許容される誇張の程度を超えて、商品・サービスの内容が、実際のもの等よりも著しく優良であると示す表示」に当たるとは言えないであろうが、少なくとも、船室の眺めの良さを強調するツアーであった場合などを考え

¹⁵ 消費者庁・前掲注(14)2 頁。

ると、必ず優良誤認表示に当たらないということもできないように思われる。

（３）商品流通と説明義務

本件でXらが誤認をしたことの一因としては、本件船室が身体障害者にも対応した、いわゆるユニバーサル・デザインのものであったことが挙げられる。そのようにXらが主張したとしても、Yとしては、ユニバーサル・デザインは健常者の利用も前提とするものであって、自ら（およびA）はバリアフリー措置を採用することが法の理念に合う状況にあり、また、合理的配慮を行う努力義務も負っており、一般国民にもそのことを理解し協力する義務があるから、これを特別の説明なく旅客に割り当てることに不当な点はない、と反論するだろう。すなわち、Yが事業を営む上で身体障害者への配慮をすることは法律上の要請なのであるから、パンフレットの記載にかかわらず、身障者でも健常者でも使用できるユニバーサル・デザインの船室が割り当てられることはXらとして当然に覚悟すべきであり、仮にパンフレットの記載から信じた船室と実際に割り当てられる船室との間に差が生じたとしても、それはYが法律の理念に適った措置を取ったことによるものであるから、それは必然的に許容されるとの主張である。しかし、Xらはこれに対して、Yが身体障害者配慮の法律上の義務を尽くすことと誤認を生じさせない表示を尽くすことは両立するのであるから、現実に自らが欲するツアー内容を取捨選択するためにはパンフレットに船室の区別が正確に記載されている必要があり、Yが十分に表示を

しなかった過誤は治癒されない、と反論するだろう。

障害者の社会的障壁の除去を目指す法律であるバリアフリー新法および障害者差別解消法と、消費者の商品選択の自己決定の機会の保障を目指す消費者契約法および景品表示法とは、互いに全く異なった目的をもって制定された法律であるので、相互に優劣がつく関係には立たない。したがって、本件の状況に則して、Y がすべきであった表示のあり方を考察する。

商品・サービス（以下、「商品」で代表させる）で障害者に専用の仕様で設計されたものは、そもそもそれを求める障害者にピンポイントに供給されるように誘引の表示をしないと、購入がされず採算が取れないことが多いだろう。これに対し、ユニバーサル・デザインの商品については、障害者と健常者の双方にフラットに普及させることが意図されているとも考えられる。その場合、ユニバーサル・デザインの商品について販売者に殊更に説明・表示義務を課し、購入者に（ユニバーサル・デザインではないという意味での）通常品との間で選択を許すと、購入者が通常品ばかり選んでユニバーサル・デザインの商品が十分に流通しないということも考えられる。そこで、最初から通常品にユニバーサル・デザインの商品を織り混ぜて供給するということが考えられる。そのような配慮も、ユニバーサル・デザインの商品と通常品との間でおおよそ商品としての同一性を欠くと見られる場合でない限りは、一定の妥当性を有し、また、障害者基本法を始めとする障害者法制の目指す社会構築の方向性にも沿うと解される。問題は、どこからが商品としての同一性を欠く分岐点となるかであるが、これは取引の実情に照らした個別判断とせざるを得ない。本件では、裁判所は判決理由中、〔1〕で本件船室でも海は見られること、〔2〕で本件船室特有の利

点があること、〔3〕〔4〕で他の利用者の評価が悪くないこと、挙げており、これらの要素から上記のような懸念が当てはまらないと解したことが窺える。ただし、これらの要素と〔5〕のバリアフリー化の進展の要素との間の関係は、やはり明確でない。〔5〕の要素を強調すると、Xらが契約内容としてユニバーサル・デザインの商品を望まないことを一切許さないことを含意しているようにも読めてしまう。しかし、〔1〕から〔4〕の要素だけあれば本件船室が本件契約の対象として十分であったように思え、〔5〕の要素をわざわざ足す必要はなかったとも言える。しかし、本件では、Xらからの「身体障害者のリハビリルームに押し込められたような不愉快な気分を覚えた」との主張を排斥するためには、〔5〕の説示が必要だったと見られる。すなわち、〔5〕の要素の前提にある障害者法制上の身体障害者配慮に対する国民の理解と協力の責務は、本件でXらが主張したような、身体障害者との社会共生の拒絶につながりかねないような主張を許さない点に重点が置かれており、これを超えて一般的に商品の選択権を購入者がもたないことまで含意するものではなかったと思われる。

6. 結論

バリアフリー化に関する事情を契約法においてどのように考慮するかは困難な問題と思われる。というのも、従来の議論では、「契約と平等」という論点について、事業者が差別的意図によって取引を拒絶す

る問題についてはいくつかの先行研究が存在していたが¹⁶、消費者に一定の配慮を求めるという方向では、まとまった検討はされてこなかったように見受けられるからである。本判決でも、さほど立ち入った検討の跡は見られず、X らの不適切な主張を排除する文脈でのみバリアフリー化の進展に関する説示がされており、バリアフリー化の進展が本件旅行契約の内容とどのように関連するのかは明確でない。しかし、事業者による商品の設計の仕方によっては、消費者が健常者仕様の商品を過度に選好することにより、結果として身障者仕様の商品の流通が阻害されるという事態も想定される。このような事態に陥らないようにするためには、関連法整備において、消費者がユニバーサル・デザインの商品の供給を受ける障壁がないように市場設計を行う視点も必要である。

（2020 年 2 月 6 日脱稿）

¹⁶ 大村敦志「試金石としての外国人」同『学術としての民法Ⅱ 新しい日本の民法学へ』（東京大学出版会、2009 年[初出 2007 年]）485 頁、同「小樽温泉訴訟」同『不法行為判例から学ぶ』（有斐閣、2011 年[初出 2010 年]）195 頁、吉田克己「私人による差別の撤廃と民法学」同『市場・人格と民法学』（北海道大学出版会、2012 年[初出 2008 年]）67 頁、桑岡和久「契約自由の原則と平等取扱い（1）（2・完）」民商 147 巻 1 号 1 頁、2 号 29 頁（2012 年）など。